

雇用保険料率の改定に伴う年度更新の変更点について

雇用保険料率が年度の途中で改定されることに伴い、今年の年度更新の概算保険料の計算について変更になりますので簡単にご紹介します。

1. 雇用保険料率

雇用保険料率については、下記のように改正になります。

【令和4年4月1日～令和4年9月30日】

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
(令和3年度)	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林・水産・清酒製造	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
(令和3年度)	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000
(令和3年度)	4/1,000	8/1,000	12/1,000

【令和4年10月1日～令和5年3月31日】

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
(令和3年度)	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林・水産・清酒製造	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
(令和3年度)	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000
(令和3年度)	4/1,000	8/1,000	12/1,000

2. 年度更新の概算保険料の計算

毎年の年度更新の賃金集計表の下部に令和4年4月1日～令和4年9月30日、令和4年10月1日～令和5年3月31日に区切った集計欄が追加されておりますのでこの欄を使用することになります。

概算保険料 (雇用保険分) 算定内訳	①区分(適用期間)		算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日		【概算保険料(雇用保険分)算定に係る留意事項】
	平成34年4月1日 ～ 平成34年9月30日	雇用保険分	②(イ)1000分の ③(ロ)1000分の 千円	④(ハ)1000分の ⑤(ニ)1000分の 円	
	平成34年9月30日 ～ 平成35年3月31日	雇用保険分	(イ)+(ロ)千円	(ハ)+(ニ)円	令和4年度においては、年度途中で雇用保険料率に変更される予定であることから、左記の雇用保険料率の適用期間ごとに各欄を記入してください。 ※1 ②欄の(イ)、(ロ)については、①欄の適用期間中に使用する予定の労働者に係る賃金総額の見込額(手当て未達の繰越が生じる場合は、その繰越分についても、見込額としてください)を記入してください。ただし、令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額と比較して、2分の1以上2倍以下の額となる場合には、前年度の賃金総額の2分の1の額(その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数について、(イ)は切り上げ、(ロ)は切り捨ててください)をそれぞれ記入してください。 ※2 ②欄の(ハ)、(ニ)については、①欄の適用期間中の雇用保険料率を記入してください。 ※3 ④欄の(ハ)、(ニ)については、1円未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨てず、(ハ)+(ニ)については、1円未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨ててください。 ※4 令和4年度の雇用保険料率及びその適用期間については、関係法律の改正法案が国会で成立すれば、年度更新申告書に同封する資料に記載されている雇用保険料率表のとおり改定される予定です。
	合計	雇用保険分	(イ)+(ロ)千円	(ハ)+(ニ)円	

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

